

令和6年度

みずほひじり保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営母体

| | |
|---------|----------------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人ひじり会 |
| 所 在 地 | 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2515 番地 1 |
| 電 話 番 号 | 042-556-2652 |
| 代表者氏名 | 理事長 内野 武司 |

2 利用施設

| | |
|----------|---|
| 施設の名称 | みずほひじり保育園 |
| 施設の所在地 | 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2515 番地 1 |
| 電話番号 | TEL 042-556-2652 FAX 042-556-2653 |
| 施設長氏名 | 園長 佐藤 佳子 |
| 職員数 | 28 名 |
| 保育事業の種類 | 一時保育、障がい児保育 |
| 自己評価の概要 | 職員による保育内容の自己評価を毎年実施し、サービス内容の向上に努めています。 |
| 第三者評価の概要 | 東京都が認証した評価機関による事業評価を毎年一度受け、その結果を情報公開しています。 |
| 対象児童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 |
| 利用定員 | 定員 90 名 満 3 歳以上の児童 54 名 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 30 名 満 1 歳未満の児童 6 名 |
| 開設年月日 | 昭和 54 年 4 月 1 日 |
| 事業所番号 | 1330351000062 |

3 サービスの目的・運営方針

みずほひじり保育園(以下「本園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1)「本園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めま

す。

(2)「本園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3)「本園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|-----------|----------------------------------|--------------------------|
| 敷地 | 自己所有地 | |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 2階建 |
| 施設の内容 | 乳児室 3室 121.98 m ² | 調理室 45.04 m ² |
| | 保育室・遊戯室 5室 260.49 m ² | 調乳室 4.45 m ² |
| | 事務室 57.73 m ² | 医務室 6.08 m ² |
| | | 相談室 8.88 m ² |
| | 誰でもトイレ 2個 | |
| | 乳児用トイレ 大5個、小2個 | |
| | 幼児トイレ 大5個、小5個 | |
| | 延べ面積 | 967.40 m ² |
| 設備の種類 | プール、冷暖房、二重サッシ、1階フローア床暖房 | |
| 安全保障 | 乳幼児賠償責任保険加入 | |
| 屋外遊戯場（園庭） | 530.50 m ² | |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備 考 |
|---------|-----|---|
| 乳児室・沐浴室 | 1室 | ひよこ組(0歳児クラス) |
| 乳児室 | 2室 | あひる組(1歳児クラス)・うさぎ組(2歳児クラス) |
| 保育室 | 3室 | ぱんだ組(3歳児クラス) きりん組(4歳児クラス) ぞう組(5歳児クラス) |
| ホール | 1室 | 2階 |
| 多目的室 | 1室 | 1階 |
| 相談室 | 1室 | 1階 |
| 調理室 | 1室 | 1階 |
| 事務室 | 1室 | 1階 |
| 医務室 | 1室 | 1階 |

5 職員体制

| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|----------|----|----|-----|-----------|
| 統括園長 | | 1 | | 兼務 |
| 園長 | | 1 | | |
| 主任 | | 1 | | |
| 副主任 | | 1 | | |
| 保育士 | | 8 | 8 | 産休中（常勤）1名 |
| 看護師（准看） | | | 1 | |
| 事務員 | | | 1 | 兼務 |
| 管理栄養士 | | | 1 | 巡回 |
| 調理師（調理員） | | 3 | 2 | |
| 用務 | | | 2 | |

※開所時間内には、必ず複数の職員を配置（児童数に応じて加配）し、そのうち常勤（正職員）の保育士は1人以上保育に当たります。

6 開所日・開所時間および休所日

| | |
|----------|--|
| 開所日 | 月曜日から土曜日 |
| 開所時間 | 午前7時30分から午後7時00分まで |
| 保育時間 | 標準時間 午前7時30分から午後6時30分 短時間 午前8時30分から午後4時30分 |
| うち延長保育時間 | （標準時間）午後6時30分から午後7時まで （短時間） 午前7時30分から午前8時30分まで 午後4時30分から |
| 休所日 | 日曜日・祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日） |

※開所時間内は、必ず複数の職員を配置（児童数に応じて加配）し、そのうち常勤（正職員）の保育士は1人以上保育に当たります。

※実際に保育を提供する日及び時間は、就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※土曜日の保育については、その週の木曜日の朝までに申し込みをお願いいたします。

※延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要になります。（月極1か月：3,000円 1日の利用は1回：500円）

7 保育計画

| | |
|------------|-------|
| 全体的な計画 | |
| その他（年間行事等） | 別紙を参照 |

8 毎日の保育の流れ

乳児（0歳児）

※月齢または一人ひとりに合わせて生活の流れが違います。

| | |
|-------------|------------------|
| 7:30~8:30 | 朝の保育（混合保育） |
| 8:30~9:00 | 受け入れ |
| 9:00~11:00 | 個々の睡眠リズムに合わせた生活 |
| 10:00~11:00 | 離乳食（1回目） |
| 11:00~14:00 | 個々の睡眠リズムに合わせた生活 |
| 14:00~15:00 | 離乳食（2回目） |
| 15:00~17:00 | 個々の睡眠リズムに合わせた生活 |
| 17:00~18:30 | 夕の保育（乳幼児別及び全体混合） |



乳児（1.2歳児）

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 7:30~8:30 | 朝の保育（混合保育） |
| 8:30~9:00 | 受け入れ |
| 9:05~11:20 | 朝の体操・午前のおやつ 生活や遊びに基づいた保育 |
| 11:20~12:30 | 給食準備・給食・午睡準備 |
| 12:30~15:00 | 午睡・午睡片付け |
| 15:00~17:00 | おやつ準備・おやつ・帰り支度・順次降園 |
| 17:00~18:30 | 夕の保育（混合保育） |



幼児（3.4.5歳児）

| | |
|-------------|---|
| 7:30~8:30 | 朝の保育（混合保育） |
| 8:30~9:00 | 受け入れ |
| 9:05~11:30 | 朝の体操・クラス別保育または異年齢児保育 （全体的な計画に基づいた保育） |
| 11:30~12:30 | 給食準備・給食 |
| 12:30~15:00 | 午睡準備・午睡・午睡片付け |
| 15:00~17:00 | おやつ準備・おやつ・帰り支度・順次降園 |
| 17:00~18:30 | 夕の保育（混合保育） |



1歳児の誕生日を迎えたお子様からは

| | |
|-------------|----------|
| 18:30~19:00 | 延長保育（有料） |
|-------------|----------|

(2) お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にあるビューパーク・狭山谷公園・狭山池・お伊勢山遊歩道などお散歩に行きます。コースは決められたルートを通ります。

9 昼食等について

| | |
|-----------|--|
| 昼食・おやつ | 保護者の方へは、前月末に献立表を配信します。 当園では 基本的に 胚芽米を使用しています。 |
| 離乳食 | お子さんが食べたことのある食材を使い、個々に献立を作成し、前月末にお配りします。1歳3か月迄離乳食の対応をします。 |
| 食物アレルギー対応 | 医師の診断書に基づき、アレルギー対応が可能なお子さんには事前に面接をしたうえで対応を検討させていただきます。除去が必要な食材のチェックは保護者の方にも確認をさせていただきます。 |
| 衛生管理等 | 集団給食設備届を西多摩保健所に届け済です。 (昭和54年 4月 13日提出) 栄養士・調理員・調乳保育士は毎月検便を行っています。 |

10 入園時に必要な書類等

- (1) 住所が確認できるもの（保険証・乳児医療証等）
- (2) 家庭状況書（保護者の勤務先を明確にするもの）
- (3) 身体検査表（病歴、予防接種の記録やアレルギー等）
- (4) 面接用紙（児童の嗜好や生活習慣を知るもの）
- (5) 個人情報確認書
- (6) 重要事項説明同意書

11 保育所と保護者の連絡について

- (1) 乳児クラスでは、保育所での状況や家庭の状況を相互連絡し合うため**アプリでの電子連絡帳**を使用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況などの様子を保育所側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。
- (2) 月に1回、園だより、クラス便りを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせいたします。
- (3) メール配信システム（**マメール**）を使って、園からのご案内をさせていただきます。緊急連絡にも使用いたします。
- (4) アプリ（**CCW CONNect**）等を使って、園からのお手紙やクラスの様子を配信いたします。

12 保護者の方が用意するもの

(1) 入園時に用意するもの

全児共通 通園バック（2歳児以上はシーツ入れとして使用）・レストラック用シーツ
・エコバック・綿毛布（夏はタオルケット）

2.3.4.5歳児 通園かばん（リュック型）・上履きと上履き袋

3.4.5歳児 園服・体操着と体操着袋



(2) 毎日持参するもの

2.3.4.5歳児 ループ付きタオル・コップ・コップ袋・着替えの補充・エコバック

0.1歳児 エプロン・おしぼり・着替えの補充・エコバック

※詳細は別紙プリントがあります。



13 保護者懇談会について

年2回、開催予定です。園からは行事や日々の保育の様子や理事会の内容等に関する事についてお知らせします。また、保護者のご意見もいただく場としています。

14 健康診断等について

(1) 健康診断

| | |
|-------|---|
| 0.1歳児 | 毎月1回、嘱託医が健診をします。健診の結果は電子連絡帳にて、保護者の方にもお知らせいたします。 |
| 2歳児以上 | 年2回、嘱託医が健診をします。健診の結果は身体検査表に記録し、保護者の方には身体測定・健康診断表にてお伝えいたします。 |

(2) 歯科検診

| | |
|-----|--|
| 全園児 | 年1回、嘱託医が検診をします。検診の結果は身体検査表に記録し、保護者の方にもお知らせいたします。 |
|-----|--|

(3) 身体測定

| | |
|-----|--|
| 全園児 | 毎月25日までに身長と体重を測定します。結果については、各児身体測定・健康診断表に記録し、保護者の方にもお知らせいたします。 |
|-----|--|

※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら、担任までご相談ください。

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約をしています。

(1) 内科 小児科



| | |
|---------|-------------------|
| 医療機関の名称 | 栗原医科歯科医院・矯正歯科 |
| 医院長名 | 栗原 教光 |
| 所在地 | 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 61 |
| 電話番号 | 042-557-0100 |

(2) 歯科

| | |
|---------|-----------------------|
| 医療機関の名称 | きたはらファミリー歯科 |
| 医院長名 | 北原 新二郎 |
| 所在地 | 東京都西多摩郡瑞穂町むさし野2丁目61-4 |
| 電話番号 | 042-533-4180 |

16 賠償責任保険加入

| | |
|--------|--------|
| 1 事故 | 10 億 円 |
| 1 名につき | 1 億 円 |



17 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の安全を最優先させ、当園が責任をもって、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

| | |
|-----|--------------------------|
| 嘱託医 | 栗原医科歯科医院 矯正歯科 栗原 教光 |
| | 当園より徒歩2分 電話 042-557-0100 |
| 救急隊 | 管轄消防署 福生消防署 瑞穂出張所 |
| | 所在地 瑞穂町箱根ヶ崎 2353 |
| 警察署 | 管轄警察署 福生警察署 |
| | 所在地 福生市加美平3丁目25 |

18 非常災害時の対策

| | |
|-------------------|---|
| 消防計画作成 (変更)届出書 | 福生消防署 令和3年4月5日届出 |
| | 防火管理者 氏名 佐藤 佳子 |
| 土砂災害計画作成 届出書 | 瑞穂町役場 令和3年2月2日 |
| 避難訓練 | 火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。 引き取り訓練は年1回実施します。 |
| 防災設備 | 自動火災探知設備・熱感知器・煙感知器・誘導灯 |
| 避難場所 | 第一避難場所 園庭 |
| | 第二避難場所 瑞穂町職員駐車場(園舎北側) |
| | 第三避難場所 町民会館 |
| 防犯訓練 | 年間3回実施します。別途「学校110番」を設置しています。 |

※必要に応じて緊急メールを配信いたします。

19 利用料金

(1) 保育に関する利用負担

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 給食費（幼児クラス）

毎月 25 日 青梅信用金庫 指定の口座に前日までにご入金ください。

1 か月 4,500 円

(3) 一時保育事業の利用料金

一時保育は一日、半日の単位で保育を行っていきます。事前申請が必要となり、面接をしたうえで、お預かりをいたします。料金は利用後にお支払いください。

8 時間 3,000 円 / 4 時間 1500 円

(4) 上記の他に保護者に負担していただくものは

園服 1 着 5,830 円（税込み）

体操着 上着 2,300 円 半ズボン 2,200 円（税込み）

写真 販売システム（ルクミー）を利用します。

1 枚 51 円から 別途送料がかかります。※販売先は別途お知らせいたします。



20 保育内容に関する相談・苦情

当園要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | |
|----------------|-------------------------------------|
| 当園 ご利用者相談窓口 | ・窓口担当者 各クラス担任または主任 ・相談苦情解決責任者 園長 |
| 第三者委員 | 齋藤 文登（民生・児童委員） 電話 556-3331 |
| 第三者委員 | 高橋 光司（法人監事） 電話 557-5458 |

お申し出にくい場合は、「ご意見箱」を設置しておりますので、ご投函ください。

当園以外に、町の相談・苦情窓口があります。

| | | |
|--------|-----------------|---------------------|
| 瑞穂町担当課 | 瑞穂町役場 福祉部子育て応援課 | |
| 所在地 | 瑞穂町箱根ヶ崎 2335 | 電話 042-557-0501（代表） |

21 入園に際し留意していただきたい事項

| | |
|--|---|
| <p>登園時間</p> | <p>9時までの登園にご協力ください。 保育園前には駐車場が7台分ご用意してありますので、ご利用ください。送迎が終わりましたら速やかに移動をお願いいたします。また、お子さんの手は必ず繋いで送迎してください。</p> |
| <p>欠席や遅刻するとき</p> | <p>欠席の連絡は9時までに必ずアプリでご連絡ください。ただし病気連絡や遅刻の連絡は8:30~9:00までに、お電話で症状をお知らせください。連絡がない場合はアプリでアラートを流したうえ、返信がない場合には園からご連絡をさせていただきます。 (電話) 042-556-2652</p> |
| <p>お迎えが遅れる場合またはお迎えが違う方になる場合</p> | <p>事前にご連絡ください。 送迎をされる方は18歳以上の方をお願いいたします。 ご連絡がない場合には、引き渡しができませんので、必ず事前にご連絡ください。</p> |
| <p>シフト勤務をされているご家庭の場合</p> | <p>勤務日や労働時間、休日が変則で勤務されている場合は、緊急連絡先の確認の為、園で用意する「シフト表」にご記入いただき、毎月提出をお願いいたします。</p> |
| <p>健康状態の確認</p> | <p>登園前には必ず体温を測り、健康状態を視診し、毎日の健康チェック表にご記入し、受け入れの職員にお見せください。また、受け入れ時にお子様の様子をみて検温をさせていただくこともあります。</p> |
| <p>発熱のとき</p>  | <p>お子様の元気な時の「平熱」を教えてください、発熱時の目安にいたします。保育園では感染症ガイドラインに基づき、個々の平熱に応じて、個別に判断をさせていただきます。(別記1をお読みください。)</p> |
| <p>感染症のとき</p> | <p>園内での感染症まん延防止の為、家庭保育のご協力をお願いいたします。また、感染症に罹患した際には、直ちに保育園にご連絡ください。医師の登園許可が必要なものもあります。 意見書が必要な9疾患(医師の証明書が必要) ①麻しん ②風しん ③水痘(水疱瘡) ④流行性耳下腺炎(おたふく) ⑤結核 ⑥咽頭結膜炎(プール熱) ⑦流行性角結膜炎 ⑧百日咳 ⑨腸管出血性大腸菌感染症 登園届が必要な11疾患(受診後、保護者が記入) ①※インフルエンザ ②※コロナウイルス感染症 ③溶連菌感染症 ④マイコプラズマ肺炎 ⑤手足口病 ⑥伝染性紅斑(りんご病) ⑦感染症胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス)</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>⑧ヘルパンギーナ ⑨RS ウイルス ⑩帯状疱疹（ヘルペス）</p> <p>⑪突発性発疹</p> <p>場合によっては医師の診断や治療が必要な感染症</p> <p>①伝染性膿痂疹（とびひ） ②伝染性軟属腫（水いぼ）</p> <p>③頭じらみ</p> <p>※用紙が他のものと異なるもの</p> <p>①インフルエンザと②コロナウィルス感染症に関しては、登園届け用紙が他の感染症と異なり、登園可能の日までの体温を記入していただきますのでご注意ください。</p> |
| 投薬について | <p>医療行為に当たるため、原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。</p> <p>（別記2をお読みください。）</p> |
| 園内の負傷について | <p>保育園でけがをした場合は、保護者の方にご連絡をしたうえで、病院にお連れいたします。翌日からの通院につきましては、できる限り保護者の方をお願いしたいのですが、必要に応じてご相談に応じますので、お声かけください。</p> |
| 延長保育が必要な場合 | <p>速やかに園までご連絡ください。また、職員の人員配置の都合上、5時までにご連絡ください。</p> |
| 映像等の取り扱いについて | <p>映像（動画・写真）などはご家族のみで共有していただき、SNS等の配信はご遠慮ください。</p> |

別記1

【発熱時の対応について】

〈保育中の対応〉

◎37.5℃以上の発熱が見られるときは、お子さんの状態をご連絡させていただきます。

| 保護者のお迎えをお願いする目安 | 至急医療機関への受診が必要と考える目安 |
|---|--|
| <p>○38℃以上の発熱があり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気がなく機嫌が悪い時 ・咳で眠れず、目覚める時 ・排尿回数がいつもより減っている時 ・元気が無く、水分が摂れない時 等 <p>※熱性けいれんの既往児が 37.5℃以上の発熱がある時はお迎えをお願いいたします。</p> | <p>○38℃以上の発熱の有無に関わらず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顔色が悪く苦しそうな時 ・小鼻がピクピクして呼吸が速い時 ・意識がはっきりしない時 ・嘔吐や下痢が続いている時 ・不機嫌でぐったりしている時 ・けいれんが起きた時 等 <p>※生後、3か月未満児で38℃以上の発熱があるとき</p> |

〈登園を控えるのが望ましい場合〉

- 24 時間以内に 38°C以上の発熱が見られ、解熱剤の使用をしている場合。
- 朝から、37.5°C以上の発熱が有ることに加え、元気が無く機嫌が悪い、食欲が無く、朝食・水分がきちんと摂れないなど、全身状態が不良である場合。
- ※発熱時の体温は目安で、お子さん一人ひとりの平熱により、判断してください。

【嘔吐、下痢の対応について】

〈保育中の対応〉

| 保護者のお迎えをお願いする目安 | 至急医療機関への受診が必要と考える目安 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">○食事や水分を摂るとその刺激で嘔吐や下痢をする時○腹痛を伴う時○水様便、嘔吐が複数回みられる時○吐き気を感じる時<ul style="list-style-type: none">・元気がなく機嫌、顔色が悪い時 | <ul style="list-style-type: none">○元気がなく、ぐったりしている時○下痢の他に、機嫌が悪い、食欲がない、発熱がある、嘔吐する、腹痛がある時などの、諸症状が見られる時 |

〈登園を控えるのが望ましい場合〉

- 24 時間以内に複数回の水様便、又は嘔吐がある。
食事や水分を摂るとその刺激で下痢や嘔吐がある。同時にいつもより体温が高い場合。
- 朝食が普通に食べられず、機嫌が悪い。腹痛や、気持ち悪く、元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状が見られる時
- 整腸剤等を飲んでいて、健康な便が出ていない。

※感染を防ぐため、嘔吐、下痢の為汚れた下着や衣服は洗濯できませんので、ビニール袋に入れてそのままお返し致します。ご家庭でも感染予防に配慮して取り扱いをお願いいたします。（「汚物処理」「家庭でのケア」の冊子をお渡しするので、参考にしてください）

「厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドライン参照」

別記2

【ご家庭での投薬について】

- 朝、ご家庭で薬を飲んで登園した場合は、お子さんの体調、薬の種類、副作用等を担当職員にお知らせください。

(24時間以内に解熱剤を飲んでいる場合、登園はご遠慮ください。)

○便秘で浣腸をされた場合は、ご家庭で排出した便を確認した後、お子さんが食欲もあり、腹痛などの症状が無くなってからの登園をお願いいたします。